厚生・産業・企業常任委員会 資料3 令和6年(2024年)10月7日 商工観光労働部中小企業支援課

滋賀県と滋賀県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を 受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の理由

産業競争力強化法等の一部を改正する法律(令和6年法律第45号)による産業競争力強化法(平成25年法律第98号)の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行うため、滋賀県と滋賀県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例(平成29年滋賀県条例第22号)の一部を改正しようとするもの。

2 改正の概要

- (1) 産業競争力強化法の一部改正による条項の移動に伴い、条例において同法の参照に生じる不整合(条ずれ)を整理する。
 - ○産業競争力強化法(以下、「法」という。)の一部改正

ア 特定認証紛争解決事業者について

(改正前) 法第2条第20項

→ (改正後) 法第2条第21項

イ 特定認証紛争解決手続きについて

(改正前) 法第2条第21項

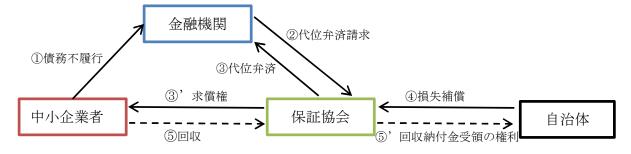
- → (改正後) 法第2条第22項
- ○条例第3条第2項(求償権放棄の対象とする再生計画)

ア 産業競争力強化法第 2 条第 20 項に規定する特定認証紛争解決事業者が行う同 条第 21 項に規定する特定認証紛争解決手続に基づき策定された事業の再生に関 する計画

(2) 条例の施行日

この条例の公布の日から施行する。

3 参考(県が損失補償を行う場合の信用保証制度のスキーム)



滋賀県と滋賀県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律(令和6年法律第45号)による産業競争力強化法(平成25年法律第98号)の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行うため、滋賀県と滋賀県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例(平成29年滋賀県条例第22号)の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 産業競争力強化法の一部改正による条項の移動に伴い、必要な規定の整理を行うこととします。(第3条関係)
- (2) この条例は、公布の日から施行することとします。

旧

第1条・第2条 省略

(回収納付金を受け取る権利の放棄)

第3条 省略

- (1) (2) 省略
- (3) 産業競争力強化法<u>第2条第20項</u>に規定する特定認証紛争解決 事業者が行う<u>同条第21項</u>に規定する特定認証紛争解決手続に基 づき策定された事業の再生に関する計画
- (4)~(6) 省略

第4条以下 省略

新

第1条・第2条 省略

(回収納付金を受け取る権利の放棄)

第3条 省略

- - (1) (2) 省略
 - (3) 産業競争力強化法<u>第2条第21項</u>に規定する特定認証紛争解決 事業者が行う<u>同条第22項</u>に規定する特定認証紛争解決手続に基 づき策定された事業の再生に関する計画
 - (4)~(6) 省略
- 第4条以下 省略